

会社法第 782 条第 1 項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

2022 年 3 月 10 日
KDDI 株式会社

2022年3月10日

会社法第782条第1項に定める事前開示書類
(吸収分割に関する事前開示書類)

東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
ガーデンエアタワー
(本店：東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)
KDDI株式会社
代表取締役社長 高橋 誠

KDDI株式会社(以下「当社」といいます)と当社の完全子会社であるKDDI Sonic-Falcon株式会社(以下「Falcon」といいます)とは、当社を吸収分割会社とし、Falconを吸収分割承継会社として、当社の営む店舗販売支援事業に関する権利義務を、2022年6月1日を効力発生日として、Falconに承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行う旨の吸収分割契約を、同年2月25日付で締結いたしました。

本吸収分割を行うに際し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、当社においては会社法第784条第2項に規定する簡易分割となります。

1. 吸収分割契約の内容
別紙1に添付しています。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定めがないことの相当性に関する事項
Falconは、本吸収分割に際して、株式、金銭、その他の財産を交付しませんが、当社はFalconの発行済株式全部を所有していることから相当であると判断しております。
3. Falconの成立の日における貸借対照表の内容
別紙2に添付しています。
4. Falconにおいて成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
Falconにおいて成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
当社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。
6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び Falcon の債務の履行の見込みに関する事項(なお、当社が吸収分割により Falcon に承継させるものに限りませ)

(1) 当社について

当社の 2021 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 5,956,659 百万円及び 1,895,892 百万円です。また、本吸収分割によって、当社が Falcon に承継させる予定の資産の額は 0 円であり、負債 0 円となる見込みです。疑義を避けるために付言すると、貸借対照表の負債として具体的な金額が計上されていない契約上の債務(別紙 1 の吸収分割契約書別紙第 2 項及び第 3 項を参照)の承継は予定しております。

また、2021 年 3 月 31 日から現在に至るまで、当社の資産の額及び負債の額並びに当社が Falcon に承継させる予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以降の当社の資産の額は、負債の額を十分上回ることが見込まれています。

また、本吸収分割の効力発生日後の当社の収益及びキャッシュ・フローの状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、当社の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

(2) Falcon について

Falcon の 2021 年 12 月 8 日現在の貸借対照表における資産の額及び負債の額は、それぞれ 100 百万円及び 0 円であり、本吸収分割によって、Falcon が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額は、それぞれ 0 円です。疑義を避けるために付言すると、貸借対照表の負債として具体的な金額が計上されていない契約上の債務(別紙 1 の吸収分割契約書別紙第 2 項及び第 3 項を参照)の承継は予定しております。

2021 年 12 月 8 日から現在に至るまで、Falcon の資産の額及び負債の額並びに Falcon が当社から承継する予定の資産の額及び負債の額の見込額に大きな変動をもたらす事象は生じておらず、本吸収分割の効力発生日までにそのような事態が発生することも現在想定されていません。

したがって、本吸収分割の効力発生日以後の Falcon の資産の額は負債の額を十分上回ることが見込まれます。

また、本吸収分割の効力発生日以後の Falcon の収益及びキャッシュ・フローの状況について、Falcon の債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は、現在想定されていません。

以上より、本吸収分割の効力発生日以後においても、Falcon の債務の履行の見込みがあるものと判断しました。

以 上

(別紙 1)

吸収分割契約書

KDDI 株式会社(以下「甲」という。)及び KDDI Sonic-Falcon 株式会社(以下「乙」という。)は、第 1 条に定める甲の事業を乙が承継する吸収分割(以下「本会社分割」という。)に関し、以下のとおり吸収分割契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第 1 条 (本会社分割の目的)

甲は、本契約の定めるところに従い、会社法第 2 条第 29 号に定める吸収分割により、甲の営む店舗販売支援事業(以下「本対象事業」という。)に関して有する権利義務(以下「本件権利義務」という。)を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第 2 条 (本会社分割の当事者)

本会社分割における吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりとする。

吸収分割会社

商号：KDDI 株式会社

住所：東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号

吸収分割承継会社

商号：KDDI Sonic-Falcon 株式会社

住所：東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号

第 3 条 (本会社分割に際して交付する金銭等)

乙は、本会社分割に際して、甲に対し、本件権利義務に代わる株式その他金銭等の交付を行わない。

第 4 条 (承継対象権利義務)

- 1 乙は、本会社分割により別紙「承継対象権利義務明細表」記載の本件権利義務を甲から承継する。
- 2 本会社分割による甲から乙への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第 5 条 (分割承認株主総会)

- 1 甲は、会社法第 784 条第 2 項の定めに従い、同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。
- 2 乙は、会社法第 796 条第 1 項の定めに従い、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく本会社分割を行う。

第 6 条 (本会社分割の効力発生日)

本会社分割の効力発生日(以下「本分割効力発生日」という。)は、2022 年 6 月 1 日とする。但し、本会社分割の手の進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条 (競業禁止義務)

甲及び乙は、本会社分割に関し、会社法第21条が適用されないことを確認する。

第8条 (対抗要件具備等)

- 1 甲及び乙は、本件権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについて、相互に協力して行うこととする。
- 2 前項に定める手続に要する費用(公租公課を含む。)は、甲乙間で別途合意のない限り、乙がこれを負担する。

第9条 (本会社分割に係る条件の変更等)

本契約締結後、本分割効力発生日に至るまでの間において、本契約に従った本会社分割の実行の支障となり得る重大な事象が発生又は判明し、本会社分割の目的の達成が困難となった場合(本契約締結時に既に判明していた事象について、本契約締結後に重大であることが判明した場合を含む。)には、甲乙協議の上、本契約を変更し又はこれを解除することができる。

第10条 (本契約の効力)

本契約は、法令に定められた関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第11条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本会社分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上決定する。

本契約の成立を証するため、本契約書 2 通を作成し、各自記名押印の上、甲乙各 1 通を保有する。

2022 年 2 月 25 日

甲：東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号
KDDI 株式会社
代表取締役社長 高橋 誠

乙：東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号
KDDI Sonic-Falcon 株式会社
代表取締役社長 尾田 等

承継対象権利義務明細表

本会社分割により乙が甲から承継する権利義務は、本分割効力発生日における次の資産及び負債、契約(但し、雇用契約を除く。)及び権利義務並びに雇用契約、並びにこれらに関する権利義務とする。但し、甲及び乙は、協議の上、本分割効力発生日の前日までに合意することにより、これらの権利義務を加除することができる。

1. 承継する資産及び負債

本対象事業に関して、甲が有する資産及び負債は、乙に承継しない。

2. 承継する契約(但し、雇用契約を除く。)及び権利義務

本分割効力発生日において有効な、及び本契約の甲における取締役会での承認から本分割効力発生日までに新たに締結された、本対象事業のみに属する契約等(当該契約等に付随する一切の覚書等の合意を含む)、及びこれらに付随する一切の権利義務並びに本対象事業のみに起因又は関連して生じた権利義務。但し、雇用契約の承継については、次項に規定するとおりとする。

3. 承継する雇用契約及び権利義務

本分割効力発生日において有効な、及び本契約の甲における取締役会での承認から本分割効力発生日までに新たに締結された、本対象事業に主として従事する従業員のうち、セールスアドバイザー(チーフセールスアドバイザーを含む)の職群に含まれる従業員に係る雇用契約のみ承継する。

(別紙 2)

KDDI Sonic-Falcon 株式会社

貸借対照表

(令和 3 年 12 月 8 日設立時点)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産	100	株主資本	100
未収入金	100	資本金	50
		資本剰余金	50
		資本準備金	50
		純資産合計	100
資産合計	100	負債・純資産合計	100